

QBS Alumni Network会則

第1条（名称及び略称）

本会の名称は「QBS Alumni Network」とする。尚、「QBSアラムナイネットワーク」と表記することもできる。

2.略称は「QAN」とする。

第2条（ミッション）

「QBS Alumni Network」(以下、QANという。)を核としたQBSネットワークの持続的成長を促すことにより会員の価値向上を図る。その結果としてQBSのブランド価値向上に貢献する。

第3条（事業）

本会は前条のミッションを達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会員相互のネットワークの質的、量的両面における維持・拡大に資する事業
- (2) 会員の自己研鑽、自己成長を促す機会の提供に資する事業
- (3) その他本会のミッションを達成するための諸事業

第4条（本部および支部）

本会は本部および支部を以下の通りにおく。

- (1) 本部を九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻内におく。
- (2) 東京支部をおく。
- (3) 本会は必要な地区に支部を設けることができる。
- (4) 各支部は総会において決議参加の環境が整う場合において、決議に参加することができる。

第5条（会員）

本会の構成員は正会員、準会員とする。

2.正会員は次のものとする。

- (1) 九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻修了者

3.準会員は次のものとする。なお、準会員は会員総会議決権と理事資格を持たない。

- (1) 九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻在籍者
- (2) 九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻旧教員
- (3) 九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻教員

4.上記に準ずるもので、理事会の承認を得たものは、正会員または準会員になることができる。

第6条（入会）

入会は、会員の資格を有する者が入会希望の意思表示を行い、理事会の承認を得るものとする。入会方法等詳細については内規にて別途定める。

第7条（会費）

本会を維持・運営するために、正会員は会費を納付するものとする。会費は、入会時に終身会費10,000円を納付するものとし、会費納付方法等詳細については内規にて別途定める。

2. 準会員の会費は不要とする。

第8条（退会）

退会を希望する者は書面により申し出て、理事会の承認を得るものとする。

2. 理事会は、QAN に著しい損害を与える場合など、相当な理由がある場合には、会員を退会させることができるものとする。

3. 退会にあたっては、会費の返還は行わないものとする。

4. 会員が第5条の会員資格を喪失した時点で退会とする。

第9条（機関）

本会は下記の機関をおく。

- (1) 会員総会
- (2) 理事会
- (3) 監事

第10条（会員総会）

定時会員総会は毎年1回開催する。但し、理事会が必要と認めたときは臨時会員総会を開くことができる。

2. 定時会員総会は、会計年度終了後、3ヵ月以内に開催する。

3. 会員総会の参加資格は会員全員が有する。

4. 会員総会の議長は会長または会長の指名する者が務める。

5. 会員総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の制定および変更に関する事項
- (2) 理事選任および解任に関する事項
- (3) 事業報告および会計報告に関する事項
- (4) 事業計画および予算に関する事項
- (5) 監事選任および解任に関する事項
- (6) 支部の設立・廃止に関する事項
- (7) その他重要事項

6. 会員総会の開催にあたっては、少なくとも開催の14日前までに、会員に対し、総会の議題、日時および場所を通知しなければならない。

7. 総会における決議は、その出席会員の過半数を持って決議するものとする。

第11条（理事および理事会）

理事会は構成する理事は、会員総会にて選任される。理事は原則として会員により構成される。

2.理事は各期1名以上とする。

3.理事の任期は選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。ただし、連続4期までとする。

4.理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 予算の執行に関する事項
- (2) 事業計画の執行に関する事項
- (3) 総会提出議案に関する事項
- (4) 会員の入退会に関する事項
- (5) その他理事会が必要と認めた事項

5.理事会の開催にあたっては、少なくとも開催の7日前までに、理事に対し、理事会の議題、日時および場所を通知しなければならない。

6.理事会は、委任状を含め全理事の3分の2以上の出席を必要とし、理事会の決議はその出席理事の過半数を持って決議するものとする。

7.理事会開催後は速やかに議事録を作成し、全理事で共有しなければならない。

第12条（役職）

理事会に次の役職をおく

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名

2.役職の任期は選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。ただし、会長は連続4期までとする。

3.会長は理事の互選にて決定する。会長の選任および解任は理事会にて決議する。

4.会長はQANを代表し、会務を総括する。また理事会を招集し、その議長となる。

5.副会長及び会計は会長が指名する。

6.副会長は会長を補佐する。また会長に代わり理事会を招集し、その議長となることができる。

7.会計は当会の出納および帳簿記録を担当する。

8.理事は会長および副会長とともに本会運営上の重要事項について審議、調整する。

第13条（監事）

監事は本会の会計及び事業について監査し、その結果を理事会および会員総会に

報告する。

第14条（顧問）

顧問は九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻教員から、理事会が選出し、本会の運営全般に関する助言を行う。

第15条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

第16条（その他）

その他、本会の運営上必要な事項については、理事会にて決議する。

附 則

平成18年3月11日施行、適用

平成18年10月7日改定

平成22年5月22日改定

平成26年5月17日改定

平成27年5月16日改定

平成28年5月21日改定

平成29年5月13日改定

<内規に関して>

以下の内規を別途定める。内規は理事会にて決議することとする。

1. 入会及び会費内規

QBS Alumni Network 会則内規

1. 入会及び会費内規

会則第6条(入会)及び会則第7条(会費)に加え、下記の通り内規を規定する。

1. 会費納入対象者:会則に定める正会員に該当する者
2. 正会員の入会手続き及び会費納入方法
 - (1) QBS修了式等での入会受付にて、入会申込書の提出および会費を納付。
 - (2) 入会申込書をQAN理事会へ提出し、QANが指定する口座に会費を振り込み。
 - (3) 入会申込書をQAN理事会へ提出し、上記以外の方法でQAN理事会に会費を納入。
 - (4) 会費を納入した場合は、QAN理事会が現金を収受した時点、もしくは金融機関が入金処理を行った時点で入会とする。但し、新たにQBSを修了した者が修了した同月内に会費を納入する場合は、修了月の翌月1日をもって入会とする。

3. 準会員の入会手続き

(1) QANデータベースへアカウントを登録する。

3. 理事会の承認を経て、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

附則

平成27年5月16日改定

平成29年5月13日改定